

平成21年度

# 監事監査報告書

平成22年 6 月

独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第19条第4項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度の業務に関して監査を実施したので、次のとおり報告する。

平成22年6月30日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 岩也千賀彦

監事 石塚 雅範

監事 林 藤樹

## I 決算監査

### 1 監査対象

平成21年度決算に係る事項

### 2 監査実施期間

平成21年7月～平成22年6月

### 3 監査の方針

財務諸表等の監査においては、執行部門から報告を受けて重点的な事項を監査するとともに、職業的専門家である会計監査人が行う監査の方法及び結果の相当性を評価した上でその監査結果を活用する。

### 4 監査の手法及び実施時期

#### (1) 役員会における確認

平成21年9月1日（平成21年度決算見込み報告(全勘定)）、同年11月17日（平成21年度決算見込み報告(全勘定)）、平成22年2月15日（平成21年度決算見込み報告(全勘定)）、同年5月18日（平成21年度決算方針(将来の抵当権移転登記費用の一括計上及び金融商品の時価等の開示に関する注記について)(案)）、同年5月25日（住宅融資保険に係る平成21年度決算における責任準備金の積立てについての報告）、同年6月1日（平成22年度第2回信用リスク管理委員会開催内容報告(平成21年度自己査定における予想損失率修正の必要性及び自己査定に基づく保証債務履行能力の評価)）、同年6月8日（平成21年度期末の貸付債権等に係る自己査定結果報告）、同年6月15日（平成21年度決算概要報告）及び同年6月28日（平成21年度決算(案)）

#### (2) 監事の決算担当部署への個別ヒアリング及び決算関係書類の確認

① 個別ヒアリング

平成21年11月9日（財務企画部）、平成22年5月24日（財務企画部）、同年5月25日（債権管理部）、同年5月26日（まちづくり推進部・審査部・リスク統括部）、同年5月27日（財務企画部と会計監査人の打ち合わせに立ち会い・監査部）及び同年6月10日（財務企画部）

② 決算関係書類の確認

平成22年5月21日～同年6月28日

(3) 会計監査人とのディスカッション、個別ヒアリング及び監査結果報告

① ディスカッション

平成21年10月15日、平成22年1月14日及び同年4月5日

② 個別ヒアリング

平成22年6月17日

③ 監査結果報告

平成22年6月25日

5 監査意見書

(1) 提出日

平成22年6月28日

(2) 内容

次のとおり。

独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 島田 精一 殿

平成21年度決算に関する監査意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下単に「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度における事業報告書、財務諸表（法人単位及び勘定別の貸借対照表、法人単位及び勘定別の損益計算書、法人単位及び勘定別のキャッシュ・フロー計算書、勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、法人単位及び勘定別の行政サービス実施コスト計算書並びに法人単位及び勘定別の附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施した。

その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、執行に携わる役員等から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び

説明を受けた。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。あわせて、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けた。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について検討した。

## 2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、機構の事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 財務諸表（勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、機構の平成22年3月31日現在の財政状態並びに平成21年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。  
勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。  
なお、監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽をもたらす不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められない。
- (3) 決算報告書は、機構理事長による平成21年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。
- (4) 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

平成22年6月28日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 岩也千賀彦

監事 石塚 雅範

監事 林 藤樹

## Ⅱ 業務監査

### 1 監査テーマ

#### (1) コーポレートガバナンスの態勢整備・運用

機構の「コーポレートガバナンス」の態勢整備・運用の状況が十分であるかどうか、特に、経営層の意思決定に関して、「経営判断原則」に照らし妥当かどうかを監査する。

#### (2) 組織・業務運営

重点分野（証券化支援事業・CS実施態勢・顧客情報管理態勢）の態勢整備・運用の状況が十分であるかどうか、特に、「効率性・健全性・継続性」の観点から適正な状況かどうかを監査する。

(3) 既往指摘事項への対応状況

平成20年度の業務監査（総括）で指摘した事項を含めて、今後実施する業務監査の指摘事項への対応状況を確認・検証していく。

2 監査の手法

- (1) 業務の執行状況等に関する本店各部室長及び各支店長の「自己評価シート」等に基づく言明の監査
- (2) 役員会等重要な会議への出席
- (3) 内部統制の状況その他業務執行に関する役員との意見交換
- (4) 本店各部室及び各支店の実地監査における業務の執行状況のヒアリング及び資料等の閲覧
- (5) 重要な決裁文書等の閲覧、必要と認めた事項に関する資料の閲覧、当該資料に関する関係部署からの報告聴取等

3 被監査部署及び実施期間

被監査部署	実施期間
支店監査	
東海支店	平成21年7月2日～3日
東北支店	〃 7月16日～17日
北関東支店	〃 7月30日～31日
北陸支店	〃 8月5日～6日
四国支店	〃 8月26日～27日
北海道支店	〃 9月3日～4日
首都圏支店	〃 9月15日～17日
本店監査（中間）	
本店各部室	〃 10月1日～14日
各理事との意見交換	〃 10月21日～22日
理事長、副理事長及び理事長代理との意見交換	〃 11月6日
役員会で中間取りまとめ結果を説明報告	〃 11月10日
支店監査	
南九州支店	〃 11月11日～12日
近畿支店	〃 11月19日～20日
九州支店	〃 12月3日～4日
中国支店	〃 12月10日～11日
本店監査（総括）	
本店各部室	平成22年2月1日～8日
各理事との意見交換	〃 2月23日

理事長、副理事長及び理事長代理との意見交換	// 3月4日
役員会で総括結果を説明報告	// 3月9日

#### 4 監査結果

##### (1) コーポレートガバナンスの態勢整備・運用

###### ① 経営理念・経営方針、コンプライアンスの徹底・浸透の状況

- 経営管理機能の強化を図るため、役員会や監事監査等で認識された経営課題等に関するPDCA管理に取り組むとともに、年度計画達成のために重点的取組事項を定めているアクションプランへも、必要に応じて反映させている。

また、業務の集約化・合理化・高度化を目指して、本支店組織の見直し、人員の重点配分にも取り組んでいる。

さらに、アクションプランの四半期点検に加えて、業務遂行におけるPDCA、特にCAへの取組が各部署で広がりを見せており、業務の効率性・有効性や職員の納得感を高めるための取組が行われている。

- コンプライアンスの推進態勢については、コンプライアンスミーティングのテーマ例提供、実施方法研修、本店からの現場指導等様々な改善が進められ、その効果も発現してきていると認められる。

なお、コンプライアンスプログラムについては、各部署が取り組むべき事項の具体化に着手しているところであるが、コンプライアンスの必要性・重要性を職員一人一人に定着させていくために、引き続き、内容の一層の深化を図っていくことが重要である。

- 不祥事、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの如何を問わず、内部告発・外部告発に至る前の段階での情報キャッチと適切な対応は、リスク管理上不可欠であり、コンプライアンスヘルプラインの役割は重要である。

引き続き、コンプライアンスヘルプラインへの理解を深める努力を継続するとともに、現在検討を進めているコンプライアンスヘルプラインの外部窓口の設置が望まれる。

###### ② 機構の事業運営に関わる統合的リスク管理・各種リスク管理の状況

- ベーシックなリスク管理体制の構築、リスク計測手法の導入という時期を終えて、各種リスク管理のPDCAの策定、統合的リスク管理の状況の四半期毎の役員会報告など、統合的リスク管理態勢の整備が着実に進んでいる。

リスク管理においては、リスク計測の段階から、リスクを統合的に捉え、経営に十分活用していく段階に進むことが求められており、そのためには、個々のリスク評価の部分と組織として経営判断する部分を繋ぐ役割を果たす経営管理機能の強化が何より肝要である。

- 住宅融資保険事業については、保険財務の健全性確保を目指してリスクの

所在や解決の方向性について検討しているところであるが、今後更に、保険引受リスク管理態勢の整備、保険料率と責任準備金の整合性確保等に取り組んでいくことが重要である。

- 災害発生時の融資相談対応等においては、機構の「事業継続マネジメント（BCM）／事業継続計画（BCP）」の一つの要素として、現在、大規模災害発生時の全社的な行動マニュアルの作成等に着手するとともに、相談派遣チームの事前登録を行うこととしている。

これらに加えて、相談派遣チームの事前研修によって意識醸成を図ったり、行動マニュアルの有効性のモニタリングをしておくことも、リスク管理の観点からは重要である。

### ③ 本店の統制の機能状況

- 機構を取り巻く外部環境や外部目線を十分意識し、スピード感のある意思決定・業務行動を一層自律的に行うことが求められており、本店各部署ともそれぞれ職員への啓発・働きかけを行っているところであるが、引き続き、高いレベルを目指して取組を継続していくことが望まれる。

### ④ その他

- 現在、会計業務の本店集約が検討されているが、これを支障なく進めるためには、現場の実態について詳細な分析と的確な対応を行い、その成果を本店集約計画の作成に生かしていくことが重要である。

- 金融機関を取り巻く外部環境の変化とリスクの多様化、複雑化等に伴い、内部監査機能の充実・高度化（監査品質の向上）が求められており、これは機構にとっても例外ではない。

受託金融機関の監査といった機構独特の監査業務にも留意しつつ、他法人の監査態勢も研究し、中長期的な視点で、人員を含めた適切な監査態勢を検討し、その充実を図っていくことが重要である。

## (2) 組織・業務運営

### ① 証券化支援事業全般

- 営業推進会議、部門長・グループ長会議等によって、営業部門の方針・方向性、取組課題の共有化が進んだ。

また、支店では、これまでの営業経験や地域の実情を踏まえて、支店としての営業方針と個々の営業取組を明確化し、それぞれ営業力の向上に取り組んでいる。

今後、個社訪問から受理獲得までのプロセス・マネジメントの見える化・共有化によって、営業モデルを確立していくとともに、営業部門全体の更なる営業力の向上に向けた取組を継続していくことが望まれる。

- 適正な信用リスクの管理と審査の迅速化という課題認識の下、審査の精緻化・高度化に取り組んでおり、引き続き、それらの着実な実施を期待する。

- 買取債権の管理回収体制においては、モーゲージバンクの督促回収モデルの再構築を含めた諸課題について、具体策を作成し、的確に実行していくことが重要である。

## ② CS実施態勢

- CS活動への意識付け・モチベーションアップのために、経営層からのメッセージ、CSブログを通しての「ありがとう事例」等の全社紹介、ワーキングチームのディスカッション公開等、各種取組を行っている。

CS活動については、自部署全体の具体的な取組となっているかどうか、また、自部署職員のCSマインドを刺激するものとなっているかどうか等を絶えず振り返り、着実に取り組んでいくことが必要である。

- 外部に発信する文書、パンフレット等については、顧客にとって分かり易い表現に配慮する等、徐々に改善されてきているものの、引き続き、顧客目線に立ち、読みやすく、できるだけ分かり易い表現・レイアウトとするよう、不断の努力を続けることが重要である。

## ③ 顧客情報管理態勢

- 各支店において、顧客情報漏洩事案の発生防止に細心の注意を払いつつ、様々な取組を行うことで、機構全体としての顧客情報漏洩事案は確実に減少しており、今後とも、継続した努力を期待する。

## ④ その他

- 発行認可額を上回る債券発行を行った事案については、コンプライアンス委員会において、発生原因及び責任の所在を確認するとともに、再発防止策の枠組みを決定したところであるが、今後は、適正な業務執行を徹底するとともに、当該再発防止策を確実に実施していくことが重要である。

- 金融円滑化法の施行を踏まえ、従来から力を入れていた個人向けローンの返済困難者対応について、受託金融機関の協力を取り付けて一層の推進を図るとともに、事業者向けローンの返済困難者対応も含め、返済条件変更のオプションの充実にも取り組んでおり、今後とも、なお一層の的確な取組に期待する。

- 個人関係債権に係るサービサーの選定において、総合評価落札方式を企画・実施したが、これに先立ち、外部有識者に意見聴取した上で、新規参入を考慮した評価項目・評価基準を策定した。

調達契約の公正性・透明性の向上に資する新たな取組である。

## (3) 既往指摘事項への対応状況

平成21年10月及び平成22年2月の本店業務監査において、平成20年度業務監査結果報告（総括）に係る事項、平成20年度決算監査に係る事項及び独立行政法人整理合理化計画に定められた監査に係る事項への対応状況を確認した。

これらのうち、今後も継続した取組が必要な課題については、平成22年3月の業務監査結果報告において、更なる取組が必要として改めて指摘した。

### Ⅲ 独立行政法人整理合理化計画に定められた監査

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、次のとおり、監事による監査が定められたことを踏まえ、機構の講ずべき措置が適切に実施されているかどうかについて監査した。

○ 随意契約の見直し

随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

○ 保有資産の見直し

保有資産の見直し状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

○ 給与水準の適正化等

給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

○ 関連法人等との人・資金の流れの在り方

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

(注) 「給与水準の適正化等」及び「関連法人等との人・資金の流れの在り方」については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において「当面凍結」とされたものであるが、監事の判断により、昨年度と同様、その実施状況等を監査した。

#### 1 随意契約の見直し

平成20年1月以降、契約締結担当部署から、一定の要件に該当する随意契約案件等の決議書等を提出させて監査していたところだが、平成21年4月以降は、監査対象を一部変更し、一定の要件に該当する入札による契約案件を含めて、監査している。

平成21年4月から平成22年3月までの被監査案件113件（随意契約47件及び入札による契約66件）は、すべて適正な契約が締結されているものと判断した。

また、機構全体の随意契約見直し計画については、平成21年11月17日及び平成22年5月18日の役員会において全体の進捗状況の報告を受けるとともに、同年6月14

日に主管部に説明を求め個別ヒアリングを実施した。

あわせて、当該随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき平成21年12月に当機構に設置された契約監視委員会に監事も委員として出席し審議した状況も踏まえ、着実に進捗しているものと判断した。

## 2 保有資産の見直し

宿舍整理計画において売却を決定した12宿舍については、平成21年10月9日及び平成22年6月14日に主管部に説明を求め個別ヒアリングを実施し、また、決裁文書により、11宿舍の売却完了及び1宿舍の売却手続の継続を確認した。

また、公庫総合運動場（他法人と共有）については、平成21年10月9日及び平成22年6月14日に主管部に説明を求め個別ヒアリングを実施し、着実に売却手続を進めていることを確認した。

## 3 給与水準の適正化等

役員の報酬等及び職員の給与の水準の適正化等については、平成22年6月3日及び同年6月14日に主管部に説明を求め、個別ヒアリングを実施した。

平成21年度における当該水準の適正化については、独立行政法人通則法第30条第1項の規定により財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた中期計画に定めるところにより、所定の削減を着実に進めているものと判断した。

平成21年度における当該水準の公表方法等については、総務大臣の定めるところに従っており、適正なものと判断した。

## 4 関連法人等との人・資金の流れの在り方

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、平成20年1月以降、上記1の監査の中で併せて監査している。

平成21年4月から平成22年3月までの被監査案件である関連法人契約案件27件（随意契約11件及び入札による契約16件）は、すべて適正な契約が締結されているものと判断した。

また、情報開示の対象となる契約案件は、すべて機構ホームページで公表しており、適正に処理されているものと判断した。

以上の項目については、引き続き平成22年度においても、実施状況等を適時に監査していく。

以上